



- 第1回プロネクサス懸賞論文優秀賞 事業セグメント情報にみるディスクロージャー制度の展望 ---IRを踏まえた基準作成の必要性---
- 活動報告 ディスクロージャー基本問題研究会
- トピックス



研究所レポート 2010 第4号 目次

はじめに	1
第1回プロネクサス懸賞論文	
概要紹介	2
優秀賞 ·····	3
事業セグメント情報にみるディスクロージャー制度の展望	
— IRを踏まえた基準作成の必要性 —	
埼玉大学経済学部 准教授 日本インベスター・リレーションズ協議会 客員研究員 円谷 昭一	
審査委員会委員長講評 ······	13
ディスクロージャー基本問題研究会 活動報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
トピックス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
研究所の活動記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

はじめに

「企業ディスクロージャーに関する基礎研究と実務研究を行い、その成果等を社会に還元することにより、資本市場の発展に貢献する」ことを目的として開設された当研究所も、本格稼動してから2010年4月で4年目を迎えます。研究会座長・委員及び顧問をはじめとする関係者の皆様にはご多忙の中、多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2009 年度における当研究所では、所内に常設の研究会として設置した「ディスクロージャー基本問題研究会」を7回開催し(累計では22回)、企業会計基準委員会 (ASBJ) に対しては、現在、喫緊の課題とされている国際会計基準 (IFRS) とのコンバージェンスに関わる論点整理を中心に3件の意見表明を行いました。また、企業ディスクロージャーに関する実態研究として、2008 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用開始された「内部統制報告制度」に関する調査・分析を町田祥弘青山学院大学大学院教授と共同で全社について行い、結果を随時公表しています。その他に、当社のCSR活動の一環として、若手研究者の支援等を目指して、あらたにスタートした「プロネクサス懸賞論文」では当研究所が事務局を務め、2009 年 12 月に受賞作品を決定・公表しました。

この度は、当研究所の約1年間にわたる活動報告をとりまとめ、「研究所レポート」第4号を刊行することといたしました。当研究所といたしましては、今後も、ディスクロージャーに関する基礎研究及び実務研究に係る活動状況やセミナーにおける講演内容等を、「研究所レポート」として逐次刊行することにしております。

2010年1月

概要紹介

「第1回プロネクサス懸賞論文」を実施

IRの視点を踏まえ、事業セグメント情報にみるディスクロージャー制度を展望した作品が、優秀賞を受賞。

プロネクサスグループは企業のディスクロージャー・IR における実務サポートを提供する専門企業であり、事業そのものが資本市場と密接に関わる重要な社会的責任を負っていることから、CSR 経営を推進し、様々な CSR 活動を行っている。2009 年度にはその活動のひとつとして「第1回プロネクサス懸賞論文」の募集を 2009 年5月に開始し、同年12月には受賞作品を決定した。懸賞論文事務局は、プロネクサス総合研究所が務めた。当懸賞論文は、多くの企業ディスクロージャー・IR を研究する学生、若手研究者、及び同分野に関心のある社会人等の方々から研究レポートやご提案をいただき、優秀作を紹介することによって、資本市場の健全な発展に寄与することを目指し、実施するものである。

「上場会社のディスクロージャー・IR をより効果的、 効率的なものにするための研究及び提案(但し、実証研 究分野を除く)」というテーマに対して、5件の論文の応 募があり、審査委員会での検討の結果、優秀賞1本、佳 作1本の論文を選定した。今回は、残念ながら最優秀賞 は該当がなかった。

優秀賞は、円谷昭一(埼玉大学経済学部 准教授、日本 IR 協議会客員研究員)著「事業セグメント情報にみるディスクロージャー制度の展望―IR を踏まえた基準作成の必要性―」である。わが国においても、2011年3月期から米国基準及び国際会計基準(IFRS)と同様のマネジメント・アプローチによる事業セグメント決定方法が導入

されるが、当論文はわが国企業の事業セグメント情報の 開示実態を明らかにした上で、そこで得られた知見を踏 まえながらディスクロージャー制度の展望を考察したも のである。本研究では IR 活動において開示されているセ グメント情報についても研究対象に含めている。これま で制度開示を中心に取り上げてきた先行研究にはない、 あらたな結論を導きだしており、意外性のある興味深い 視点の提示として高く評価された。本誌に全文が掲載さ れているので、是非ご参照されたい。

生作は、山崎麻美・郡司麻未(成城大学経済学部3年) 共著「気候変動関連情報の投資家向け開示をめぐって一 国際的な開示フレームワークとの関連を中心に一」であ る。当論文では、気候変動関連情報開示の現状の十分な 紹介、豊富な事例収集により、その情報の持つ公共的な 意味での重要性の指摘が説得的であった。投資家が気候 変動関連情報に求めるものや活用方法についての考察は 必ずしも十分とは言えなかったが、若い研究者や学生の 研究支援という本懸賞論文の趣旨に鑑み、著者には更な る研究の進展を期待するとの意味をこめて、佳作とする ことに決定した。

当社では来年度以降も引き続き本懸賞論文を実施する 予定であり、資本市場の健全な発展の一助となるよう、 より多くの方々からご応募いただき、当該懸賞論文を育 てていきたいと考えている。

【審査結果】

最優秀賞 該当なし

優秀賞 1本

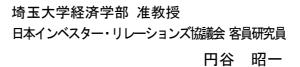
円谷昭一(つむらや しょういち)(埼玉大学経済学部 准教授、日本IR協議会客員研究員) 「事業セグメント情報にみるディスクロージャー制度の展望—IRを踏まえた基準作成の必要性—」

佳作 1本

山﨑麻美(やまざき あさみ)、郡司麻未(ぐんじ あさみ) (成城大学経済学部3年) 「気候変動関連情報の投資家向け開示をめぐって―国際的な開示フレームワークとの関連を中心に―」

第1回プロネクサス懸賞論文 優秀賞

事業セグメント情報にみるディスクロージャー制度の展望 —— IRを踏まえた基準作成の必要性 ——





1. はじめに

本研究では、わが国企業の事業セグメント情報¹の開示 実態を明らかにし、そこで得られた知見を踏まえながらディスクロージャー制度の展望を考察する。本研究ではインベスター・リレーションズ (IR) で開示されているセグメント情報についても研究対象に含めており、これまで制度 開示を中心に取り上げてきた先行研究にはない、あらたな結論を導きだしている。

セグメント情報を取り上げて研究を行う理由は以下の3点である。第1に、2008年3月に企業会計基準委員会(ASBJ)から企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下、「新基準」と呼ぶ)が公表され、2011年3月期から新基準によるセグメント情報開示が開始されることである。企業のセグメント情報は投資家がとりわけ注目している企業情報の1つである²。新基準の適用によって企業のセグメント情報の開示がどのように変化するのかは、資本市場参加者にとって重要な問題だと思われる。

新基準では、事業セグメントの決定にマネジメント・アプローチが採用される。マネジメント・アプローチとは、企業の経営者が経営成績評価のために社内で使用している事業セグメントを、そのまま社外向けの開示用セグメントとして用いるアプローチであり、米国基準や国際会計基準ではすでに採用されている。米国では1998年からマネ

ジメント・アプローチによるセグメント情報開示が始まっており、それによる企業ディスクロージャーの変化に関する先行研究が蓄積されている。米国の先行研究を参考にすることで、新基準の適用によってわが国企業のディスクロージャーがどのように変容するのか、ある程度の予測ができる。これが第2の理由である。

最後に、セグメント情報は IR との関係が極めて密だからである。企業の IR 活動は幅広く、またその変化のスピードも速い。このことが学術研究の蓄積を困難にしている。しかしながら、すでに日本企業の 97.4%は IR を実施しており³、IR に関する学術研究の蓄積は急務である。 IR におけるセグメント情報の開示は広く普及しており、有価証券報告書での制度開示情報と比較することで、わが国企業の IR 活動の実態を浮き彫りにすることができるだけでなく、今後のディスクロージャー制度のあるべき姿や課題が指摘できるかもしれない。

本研究は以下のように構成されている。まず、第2章では米国、国際会計基準、日本でのセグメント会計基準を概括し、第3章ではわが国のセグメント情報の開示実態を確認する。第4章では先行研究をレビューしながら、新基準適用による影響を考える。第5章はIRでのセグメント情報開示について、各社の事例と質問調査の結果を述べる。第6章は総括と課題の指摘にあてている。

¹本研究では事業別のセグメント情報に焦点を当てており、単に「セグメント情報」と記述する場合には事業別のものを指している。

²東京証券取引所『決算短信に関する機関投資家へのヒアリング調査結果』(2006 年 3 月)では、機関投資家がセグメント情報を重視しており、開示の充実と早期化を求めていることがわかる。

³日本 IR 協議会『第 16 回 IR 活動の実態調査』 2009 年 4 月.

2. 各国のセグメント会計基準

米国では1976年に公表されたSFAS第14号によってセグメント情報の開示が制度化された。しかし、「産業セグメントの定義があいまいであることを利用して、アメリカ合衆国の多くの公開企業が自己を単一セグメントとして、非常に不十分なセグメント情報の開示状態にとどまっていたので、投資家、アナリスト団体、証券取引所などの不満が高まっていた」(森[1999], p. 117)ため、1997年にSFAS第131号があらためて公表された。SFAS第131号ではマネジメント・アプローチが採用されており、経営者が自社の経営成績評価のために使用している事業セグメントを、そのまま開示用セグメントとして使用することが求められている。

国際会計基準では 1981 年に初めてのセグメント会計基準である IAS 第 14 号が公表されている。その後、米国との会計基準のコンバージェンスの要請から、SFAS 第 131号とほぼ同様の内容である IFRS 第 8 号が 2006 年に公表され、2009 年 1 月から適用されている。IFRS 第 8 号は SFAS第 131号とほぼ同様の基準であり、そこではマネジメント・アプローチが採用されている。

わが国では1988年5月に企業会計審議会から「セグメント情報の開示基準」(以下、「現行基準」と呼ぶ)が公表され、1991年3月期からセグメント情報の開示が始まっている。2006年にIFRS第8号が公表されたことで、国際

会計基準とのコンバージェンスの要請などを踏まえ、SFAS 第 131 号や IFRS 第 8 号とほぼ同様の内容である企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」 (新基準) が 2008 年 3 月に ASBJ から公表された。現行基準では事業セグメントの決定方法に関する唯一の方法は示されていないが、新基準ではマネジメント・アプローチの採用が明記されており、2011 年 3 月期から適用される。

新基準の「結論の背景」では、新基準が公表された背景について以下の2つの理由が列記されている。1つは、「現在、我が国を代表する大企業の2割近くが単一セグメント、もしくは重要性が低いとの理由で事業の種類別セグメントを作成しておらず、現行制度が十分に機能していないと思われる」(para. 42)という理由であり、これは米国 SFAS 第14号が抱えていた問題点でもある。そして、もう1つが会計基準の国際的なコンバージェンスの要請からである(para. 43)。

SFAS 第 131 号や IFRS 第 8 号と新基準とでは多少の相違 点はあるものの、内容はほぼ同一であると言ってよい。な お、現行基準では連結財務諸表を作成していない企業 (非 連結企業)ではセグメント情報開示の省略が認められてい るが、新基準では非連結企業であってもセグメント情報を 開示しなければならない。

3. わが国のセグメント情報開示の実態

森[1999]が指摘したようにSFAS第14号では事業セグメントの決定基準があいまいであり、情報利用者の不満が高まっていた。わが国の現行基準でもセグメントの決定方法が決まっていないために、同様の問題が存在している。現行基準では、「事業区分の決定に当たつては、製品の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して、経営の多角化の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない」(三一(一) -1-(1))と述べられている。また、日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第一号「セグメント情報の開示に関する会計手法」(平成7年4月)では、I-1-(2)-③「事業区分の一般的な方法」の中で、ア.利益センターの利用、イ.日本標準産業分類の利用、ウ.企業が現に採用している売上集計区分等

の利用、の3つが挙げられている。このように現在のわが 国の諸規則の中では、事業セグメントを決定する際の唯一 の方法は定められておらず、企業ごとの裁量が認められて いる。

図表1はアマノの有価証券報告書(2009年3月期)からの 抜粋である。同社は有価証券報告書(制度開示)では「時間情報システム事業」「環境関連システム事業」の2つの事業セグメントで開示を行っているが、IR(決算概要資料など)では図表1の右側の5つの事業セグメントで売上高を開示している。つまり、社内にある5つの売上区分を、制度開示では2つの事業セグメントに再分類して報告しているのである。

図表1:アマノの事業セグメント区分

事業区分	売上区分
	情報システム
時間情報システム事業	時間管理機器
	パーキングシステム
環境関連システム事業	環境システム
	クリーンシステム

(出所:アマノ有価証券報告書(2009年3月期))

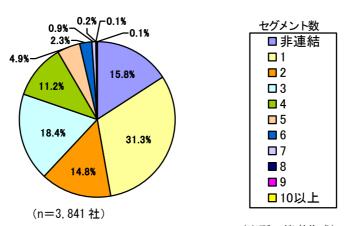
アマノの有価証券報告書には、「販売活動費用が売上区分では把握できないため、内部管理上事業区分によりセグメンテーションしております」と注記されており、管理会計上の問題からセグメントの再分類が行われていることがわかる。アマノのケースは先駆的なセグメント情報開示の参考事例である。

他方、現行基準ではセグメント決定の基準があいまい であるために、たとえば不採算事業を隠ぺいするために事 業セグメントを恣意的にくくり直すといった操作が行わ れる可能性がある。企業側の恣意的な事業セグメントの決定という弊害を是正することが、米国 SFAS 第 131 号でのマネジメント・アプローチの採用の背景にあったわけだが、同様の問題がわが国でも存在することがわかる。

アマノでは有価証券報告書の注記からセグメントの決定には内部管理上の区分を採用していることがわかるが、他の企業ではどうであろうか。ASBJが指摘するような単一セグメント企業がどの程度存在しているのか、という点も踏まえて、わが国企業の事業セグメント開示の実態を確認する。

図表 2 は日本企業が開示している事業セグメント数の分布を示している。集計対象は 2007 年度 (2007 年 6 月本決算から 2008 年 5 月本決算まで) の金融業を含む全上場企業 3,841 社である。なお、本研究で使用しているデータベースは QUICK 社の AMSUS であり、AMSUS に未収録の項目についてはイーオーエル社のデータベース eol に収録されている各社の有価証券報告書から筆者が手作業で収集している。

図表2:日本企業のセグメント数の分布



(出所:筆者作成)

全上場企業3,841社のうち、非連結企業が608社(15.8%)、連結財務諸表の作成企業であるが単一事業しか営んでいないためにセグメント情報開示を省略している企業が1,202社(31.3%)である。したがい、全体の47.1%の企業が事業セグメント情報の開示を省略している。残りの2,031社(52.9%)は連結財務諸表を作成し、かつ複数の事業セグメントを開示している。複数事業セグメントを開示している企業全体のセグメント総数は6,813個であり、1社平均は3.35個である。なお、セグメント数が10個を超えているのは一部の総合商社である。

次に、複数事業セグメント企業のセグメント決定方法を2007年度の有価証券報告書の注記から収集し、筆者が独自に分類した。分類に当たっては、とりわけ記載例が多かった6つの決定方法にもとづいて分類した(図表3)。

図表3:日本企業のセグメント決定方法

	社数	比率
商品及びサービスの類似性を考慮して区分	742	36. 5%
内部管理上採用している区分	584	28. 7%
グループ内の事業展開を考慮して区分	177	8.7%
社内の売上集計区分による	130	6.4%
日本標準産業分類により区分	42	2. 1%
業種業態に照らして区分	29	1.4%
上記の複数の組み合わせ	201	9.9%
米国会計基準採用企業	31	1.5%
その他	35	1.7%
未記載	60	3.0%
合 計	2, 031	100%

(出所:筆者作成)

図表3からは、事業セグメントの決定方法はさまざまであり、換言すればあいまいである。もっとも多いのが「商品・サービスの類似性」で36.5%、次いで「内部管理上の区分」で28.7%である。一方で、日本標準産業分類にしたがって決定している企業は2.1%にとどまっている。このように現行基準での事業セグメントの決定方法にはさまざまなものが混在している。新基準の適用によって2011年3月期からこれらがマネジメント・アプローチに統一される。マネジメント・アプローチが採用されることで、セグメン

トの決定基準のあいまいさは解消されると考えられ、マネ ジメント・アプローチの採用には意義が見出せる⁴。

では、マネジメント・アプローチが適用されることで 日本企業のセグメント開示はどのように変化するのであ ろうか。これについては、すでにマネジメント・アプロー チが採用されている米国での先行研究が参考になる。次章 ではこれらの先行研究をレビューしながら、マネジメン ト・アプローチ適用による影響を考察する。

4. マネジメント・アプローチ適用による影響

米国での SFAS 第 131 号の公表の背景には、セグメント 決定基準があいまいであることを利用して、一部の大企業 が自社を単一事業であるとしてセグメント情報開示を行 っていなかったことがある。したがって先行研究では SFAS 第 14 号から同 131 号に変わったことで企業の開示セ グメント数が増加したかどうかが検証の中心に置かれて いる。

Street et al. [2000] は時価総額順に発表される *BusinessWeek* Global 1000の1997年版で1,000位以内に 入った米国企業480社のうち、金融とエネルギー業を除き、 さらに必要な財務データが入手できた160社を対象にしてこの点を検証している。160社のうち、SFAS第131号が

適用された 1998 年での複数事業セグメント企業は 128 社であり、そのうち事業別のみで複数セグメントを開示している企業は 106 社であった 5。この 106 社のうち、SFAS 第 14 号の最終年である 1997 年と比べて 1998 年にセグメント数が増加した企業は 52%、変化なしが 31%、減少が 6%、セグメント数には変化がないもののセグメント区分を変更した企業が 11%であった。SFAS 第 14 号最終年での 106 社の平均セグメント数は 2.7 個、SFAS 第 131 号初年では同 3.7 個となっており、マネジメント・アプローチが適用されたことで平均セグメント数が 1.0 個増加したことが報告されている。

⁴マネジメント・アプローチの適用は多角化研究などにおいても重要な問題である。わが国では事業セグメント数を企業の多角化度の代理変数とする先行研究があるが、セグメント決定方法の変更によって事業セグメント数が変化するかもしれない。その場合、多角化研究においても新しい研究成果が生まれるかもしれない。

⁵残りの22社は事業別と地域別を混合させたセグメント開示である。

Herrmann & Thomas [2000] は 1998 年の Fortune 500 に選出された米国企業 250 社の中から、必要なデータが入手可能な企業を上位から順に 100 社抽出してサンプルとしている。この 100 社のうち、会計基準の変更によってセグメント数が増加した企業は 50%、変化なしが 42%、減少が 8%であった。 SFAS 第 131 号初年で複数事業でのセグメント報告を行った 71 社の平均セグメント数は 3.6 個、SFAS 第 14 号最終年で複数事業セグメント報告を行った 70 社の平均セグメント数は 3.4 個であった。マネジメント・アプローチ適用による平均セグメント数の増加は Street et al. [2000] では 1.0 個であったが、 Herrmann & Thomas [2000] では 0.2 個であり、サンプルの違いによって結果が異なっている。

Street et al. [2000]、Herrmann & Thomas [2000] ともに各社のアニュアル・リポートの記載内容も検証しているため、各社のアニュアル・リポートの収集作業の制約からサンプル数が絞り込まれている。また、BusinessWeek Global 1000 や Fortune 500 に選出されるような大企業のみでサンプルが構成されている。これに対し、全企業を対象とした研究にはEttredge et al. [2000]やBerger & Hann [2003] がある。

Ettredge et al. [2000]では 1996 年 (SFAS 第 14 号) と 1998 年 (SFAS 第 131 号) での必要な財務データが入手可能な3,735社をサンプルとしている。1996年と比べて1998年でセグメント数が増加した企業は全体の 6.7%、変化なしが 86.9%、減少が 6.5%であると報告している。ただし、セグメント数の平均増加数などには言及していない。

大サンプルを用いてデータを詳細に掲載しているのが Berger & Hann[2003]である。Berger & Hann[2003]は Compustat に収録されている全企業 3,732 社から、研究に 必要なデータが入手できる 2,999 社をサンプルとしている。図表 4 は Berger & Hann[2003]に収録されている table2 に、日本企業のデータ(右列)を筆者が独自に追加したものである。日本企業のデータは、米国でマネジメント・アプローチが適用された 98 年度(98 年 6 月本決算から 99 年 5 月本決算まで)の金融業を含む全上場企業 3,026 社の データである。

図表 4: Berger & Hann[2003], table2

内訳	SFAS 第 14 号		SFAS 第 131 号		日本企業(98 年度)	
セグメント数	社数	比率	社数	比率	社数	比率
1	2, 335	77. 9%	1, 792	59. 8%	1,920*	63. 5%
2	334	11. 1%	524	17. 5%	353	11. 7%
3	193	6.4%	376	12. 5%	389	12. 9%
4	82	2.7%	193	6.4%	229	7.6%
5	32	1.1%	75	2.5%	96	3. 2%
6	14	0.5%	26	0.9%	25	0.8%
7	8	0.3%	11	0.4%	5	0. 2%
8	0	0.0%	0	0.0%	7	0. 2%
9	0	0.0%	2	0.1%	2	0.1%
10	1	0. 03%		_	0	0.0%
計	2, 999	100%	2, 999	100%	3, 026	100%

*非連結企業 1,035 社と連結・単一セグメント企業 885 社の合計

(出所:Berger & Hann[2003], table2より筆者作成)

SFAS 第 14 号での単一セグメント企業の割合は 77.9%であったが、SFAS 第 131 号が適用されたことで 59.8%に低下している。このことはマネジメント・アプローチによってそれまで単一セグメントであった企業が複数事業セグメントで報告を始めたことを意味しており、他の先行研究とも結果は整合している。マネジメント・アプローチが報告セグメント数の増加を促したと言えよう6。

Berger & Hann [2003] の table 2 では平均セグメント数は記載されていないが、表中のデータから独自に計算することができる。筆者が計算したところ、複数事業セグメント企業の数は SFAS 第 14 号では 664 社であり、平均セグメント数は 2.84 個である。同じく SFAS 第 131 号では複数セグメント企業数は 1,207 社であり、平均セグメント数は 2.96 個である。マネジメント・アプローチの適用によって単ーセグメント企業は減少したものの、増加セグメント数は平均 0.12 個にとどまっている。大企業をサンプルとしていた Street et al. [2000]での平均増加数は 1.0 個、Herrmann & Thomas [2000]では 0.2 個であることを考えると、中小型企業までサンプルを拡張した場合にはマネジメント・アプローチの適用によるセグメント数の増加は限定的であっ

たと考えてよいであろう。

図表 4 で注目すべきは日本企業との比較である。日本の 単一セグメント企業の比率は 98 年度時点で全体の 63.5% であり、マネジメント・アプローチ適用後の米国企業での 比率 (59.8%) とそれほど変わらない。また、マネジメント・アプローチ適用前の米国企業では単一セグメント企業 が 77.9%であり、それと比較すると日本の単一セグメント 企業の比率はかなり低い。

図表 5 は SFAS 第 131 号の適用後の平均セグメント数を 先行研究ごとにまとめたものである。右列には 98 年度の 日本企業のデータを記載している。日本企業のデータは、 図表 4 で示した全上場企業のうち、複数セグメント企業 1,106 社の平均セグメント数と、その中の大企業に限定し た平均数をそれぞれ掲載している。ここでの大企業とは具 体的には、Street et al. [2000]が使用した 1997 年版 BusinessWeek Global 1000 にランクインした日本企業 182 社のうち、Street et al. [2000]と同様に金融機関・エネ ルギー業界 46 社及び単一セグメント企業 23 社を除外した 113 社である⁷。

図表5:先行研究のまとめ

	Street et al.[2000]	Herrmann & Thomas[2000]	Berger & Hann[2003]	本研究	
母集団	BusinessWeek Global 1000	Fortune 500	Compustat 収録企業	<i>BusinessWeek</i> Global 1000	上場全社 (98 年度)
サンプル数(社)	106	71	1, 207	113	1, 106
平均セグメント数(個)	3. 7	3. 6	2.96	3. 67	3. 19

(出所:筆者作成)

BusinessWeek Global 1000 にランクインした米国企業を対象とした Street et al. [2000]の平均 3.7 個と比べ、同じくランクインした日本企業 113 社の平均セグメント数は3.67 個であり、米国企業の平均とほぼ等しい。また、全上場企業で比較しても日本企業が平均3.19 個であるのに対し、Compustat 収録企業を対象とした Berger &

Hann [2003] での結果は平均 2.96 個となっている。マネジメント・アプローチの適用によって平均セグメント数が増加した後の米国企業と比べて、現行基準での日本企業の平均セグメント数は98年度時点で同等もしくはそれを上回っていたことになる。

⁶Street et al. [2000]においても、SFAS 第 14 号で単一セグメントであった 78 社のうち、SFAS 第 131 号の適用によって 38 社が複数事業セグメントの開示を始めたことが報告されている。

⁷1997 年版 *BusinessWeek* Global 1000 に入った日本企業 182 社のうち、23 社がその後に M&A 等で上場廃止となっているが、98 年度の有価証券報告書をすべて入手できた。

また、大企業の中の単一セグメント企業については、 97 年版の BusinessWeek Global 1000 に入った米国企業では 160 社中 32 社が単一セグメントであり、比率では 20.0% である 8。一方で同じくランクインした日本企業では 136 社中 23 社が単一セグメントであり、比率は 16.9%である。 大企業での単一セグメント企業の比率は、米国よりも日本の方が低いことがわかる。

本章では米国の先行研究をレビューしつつ、98 年度におけるわが国企業の開示実態との比較を行った。米国ではマネジメント・アプローチが適用されたことで単一セグメント企業が減少し、また平均セグメント数が増加している。わが国でも2011年3月期からマネジメント・アプローチが適用されることで同様の変化が生じると推測される。しかしながら、いまだマネジメント・アプローチが適用されていない98年度での日本企業の開示状況と、マネジメント・アプローチ適用後の米国企業の開示状況と、マネジメント・アプローチ適用後の米国企業の開示状況とを比較すると、上場全社であっても大企業に限定してであっても、単一セグメント企業の比率、平均セグメント数ともに日本企業は米国企業と同等もしくは優れている。

新基準については、「現行制度が十分に機能していない

5. IRにおけるセグメント情報開示

わが国のセグメント研究はすべて制度開示における情報を用いた研究である。IR までも含めたセグメント情報研究は筆者がサーベイする限りでは存在しない。IR での開示情報に関するデータベースが存在しないことがその最大の理由であると考えられる。そこで、制度開示を取り上げた先行研究と比較しながら、まずはわが国企業の IR の実態を明らかにする。

永田[2008]ではセグメント情報開示の現状が抱える課題を列記している。その中には、たとえば、セグメント別貸借対照表情報、地域別セグメントとのマトリクス情報、商品別情報開示による企業機密の漏洩といった課題が今後に残されていると指摘している。おそらく永田[2008]はこれらの情報はいまだどの企業も開示していないという前提で、今後の課題として提示しているように思われる。しかしながら、これらをIRで開示している企業はすでに

のではないか」という疑問が導入理由の一つとして提示されているが、少なくとも米国企業との比較からではその論拠は弱い。国際的な会計基準の統合化の要請が他方ではあるものの、マネジメント・アプローチ適用後の米国企業のセグメント開示と比べて、劣らない開示をすでに行っている日本企業に対して、あえて米国基準を踏襲した新基準を導入することには疑問を感じる9。

ASBJが米国企業との相対比較ではなく、日本企業のセグメント開示が絶対的に不十分であると指摘しているのであれば、日本企業のセグメント開示をより充実させるためにはどのような基準を作成するべきだったであろうか。筆者は、IR における各社の開示例を参考にすることが有用と考えている。日本企業のIR におけるセグメント情報開示はここ数年で大きく進んでおり、先進的な事例も多い。しかし、そうしたIRでの先進性を指摘する学術研究は乏しい。IR を対象とした学術研究を蓄積し、そこで得られた知見を踏まえた会計基準の作成が必要なのではないか。次章ではIR におけるセグメント情報開示の実態を浮き彫りにし、ディスクロージャーに関する会計基準の作成に際してIRを参考にすることが有用であることを明らかにする。

存在している。

年で増えてきている。

ソニック電工が決算短信の中で開示している。同社はセグメント別貸借対照表にとどまらず、損益計算書、さらにはキャッシュ・フロー計算書もセグメント別に開示している。地域別セグメントとのマトリクスについては、現行基準では事業別・地域別の合計額しか開示されないため、「A地域におけるB事業のデータ」といった個別のセル情報は入手できない。これについては、たとえばシスメックスがIRツール「ファイナンシャルデータ」の中で世界4地域ごとに「血球計数検査」「血液凝固検査」といった部門別にまでブレークダウンして売上高を開示している。事業別×地域別のマトリクス情報をIRで開示する企業はここ数

セグメント別貸借対照表情報については、たとえばパナ

⁸Street et al. [2000], table3 より筆者が独自に計算している。

⁹陶山[2009]も同様の主張を展開している。

商品セグメント情報の開示については、たとえばトラスコ中山はIRツール「決算説明会資料」の中で「切削工具」「穴あけ・ネジきり工具」といった取り扱い47商品の粗利率を開示している。トラスコ中山のような商品別利益率の開示が企業間の競争の激化をまねき、結果的に開示企業の利益率が低迷しているかどうかについては後段で詳述する。ここで紹介した企業はごく一部であるが、学術研究が指摘する課題をすでに実現している企業である。ここにIRをも視野に入れた学術研究の蓄積の必要性が見出せる。ここで紹介したシスメックスは単一セグメント企業、トラスコ中山は非連結企業であり、両社ともに有価証券報告書ではセグメント情報開示を省略している。ASBJによれば、単一セグメント企業が多く存在することが今回の基準改訂のきっかけの1つとなったわけだが、IRにおいて補完的に情報を開示しているこれらの企業は実質的には単

基準作成に際しても IR の実態を視野に入れることが必要なのではないか。

では実際にはどの程度の企業がIRにおいてセグメント情報を開示しているのであろうか。そこで、わが国企業のIRにおけるセグメント情報の開示実態を明らかにするために質問調査を実施した。本研究で行った質問調査は、日本IR協議会が毎年実施している「IR活動の実態調査」(以下、「実態調査」と呼ぶ)にセグメント情報開示に関する質問項目を加えることで実施している¹¹。具体的には、09年2月に実施された第16回調査において、"制度開示とは別"にIRにおいてより詳細な部門別・商品別のセグメント情報の開示の有無を聞き、さらには「開示している」と答えた企業については、開示項目(受発注額、売上高、利益額、業績予想)をさらに追加質問している。調査票は調査時点での全上場企業3,864社に郵送され、1,119社(29.0%)から回答を得ている。図表6がその結果である。

図表 6: I Rにおける部門別・商品別開示の実態

一セグメント企業とは言い難い。学術研究のみではなく、

	開示項目		部門別情報		商品別情報	
受発注高	売上高・販売高	利益額	開力	示企業 (社)	開力	
文先任同	2011日 规201日	们並很		うち予想値開示		うち予想値開示
0	0	0	46	30	18	12
0	0		60	32	36	16
0		0	3	0	1	0
	0	0	184	122	45	25
0			24	13	20	8
	0		250	111	231	115
		0	28	14	6	4
	開示企業数		595	322	357	180
非開示企業数		456	_	337	_	
無回答		68	_	425		
合 計		1, 119	322	1, 119	180	

(出所:『第16回 IR活動の実態調査』日本 IR協議会)

たとえば、有価証券報告書におけるセグメント情報とは別にIRで「受発注高」「売上高・販売高」「利益額」のすべてを部門別に開示している企業は46社あり、そのうちの30社は部門別の業績予想値を公表している。同じく商品別に開示している企業は18社あり、そのうちの12社は業績予想値を公表している。調査票に回答した1,119社の

うち、何らかの部門別セグメント情報を開示している企業は 595 社 (53.2%)、商品別情報を開示している企業は 357 社 (31.9%) である。また、部門別開示企業のうちの 54.1%、商品別開示企業のうちの 50.4%の企業が業績予想値まで開示している。

¹⁰調査票は日本 IR 協議会 (https://www.jira.or.jp/) で公開されている。

回答企業 1,119 社のうち非連結企業及び連結・単一セグメント企業は 489 社 (43.7%) であった。この 489 社のうち、何らかの部門別セグメント情報を IR で開示している企業は 220 社 (45.0%)、商品別情報を IR で開示している企業は 157 社 (32.1%) となっている。このように、有価証券報告書では開示省略が認められている非連結企業、連結・単一セグメント企業においても IR でのセグメント情報開示がかなり浸透しているのである 11。

さて、永田[2008]が指摘するように、商品別利益率の開 示が競争激化や価格低下圧力をまねき、結果として開示企 業の業績が低迷しているであろうか。商品別利益率を知るためには商品別売上高と利益額が開示される必要があるが、実態調査に回答した1,119社のうちその両方を開示していると回答した企業は63社であった。図表7はこの63社の2007年度のROS(営業利益)とROEの平均値である1²。比較のために、『日経経営指標2009』に収録されている2008年3月期の全業種平均値を右列に載せている。詳細な分析は今後の課題であるが、商品別利益率の開示企業の収益性は全業種平均と比べて必ずしも低いとは言えないようである。

図表 7: 商品別利益率開示企業の収益性

	商品別開示企業平均	全業種平均
ROS(営業利益)	7. 03%	5. 96%
ROE	7. 99%	9. 05%

(出所:筆者作成)

このように、IRにまで視野を広げると、学術研究が「課 題」としていることの多くはすでに実務で行われており、 したがって学術研究ではそれらの IR 情報を用いた実証研 究や、そうした IR 情報を制度開示とすべきかどうか、と いったより先の議論をしていくことが求められている。 また、会計基準を作成する際にも IR を考慮することが必 要だと考えられる。たとえば野村[2003]では日本基準に ついて国際会計基準と比較して、「損益計算書の諸項目を みると、IAS 基準では、営業損益のほか純利益までの表示 を求めているが、日本基準では、営業損益の段階で終わ っている。・・・(中略)・・・貸借対照表の諸項目につい ても、日本基準の場合、持分法適用の関連会社投資、セ グメント別負債、減価償却以外の非資金的費用などの項 目の表示がない。これらについてさらに充実化の努力が 求められる」(p. 12) という指摘がなされている。もちろ んこれらの情報を今後開示していくことは重要である。

しかしながら、これらの情報を市場がとりわけ重視しているのであればIRでの開示がすでに進んでいると思われる。実際にIRで開示される情報は野村[2003]が指摘する情報よりも、商品別売上高であったりセグメント別業績予想値であったりする。野村[2003]が指摘する充実項目に加えて、商品別情報やセグメント別業績予想値の開示を会計基準の中でどのように扱っていくべきなのかという議論がなされてもよいのではないか。

これまでのわが国のディスクロージャーは、会計基準に代表される諸制度が実務を規定してきたわけだが、広く IR が浸透した現在、IR を中心とした実務で行われている開示が諸制度の策定に影響を与えるという、これまでとは逆の流れが生まれてくるかもしれない。また、IFRSの全面適用が議論されている中で、IR を踏まえた基準を作成していくことで、世界での会計基準作成において日本が積極的な貢献を果たすことができるかもしれない。

6. おわりに

2011 年 3 月期からマネジメント・アプローチが適用されることで、米国企業での先行事例と同様に、わが国においても単一セグメント企業の減少、報告セグメント数の増加によってセグメント情報の開示がより充実すると考えられる。また、IR での開示実態を踏まえてディスクロー

ジャー制度を議論することが必要であり、今後は実務(IR) がディスクロージャー制度の策定に影響を与える可能性 を指摘した。こうしたことが、会計基準作成における日本 の世界的な貢献へとつながるかもしれない。

¹¹堀場製作所のように、連結決算と個別決算のそれぞれでセグメント情報を開示している企業もある。

¹²⁶³ 社のうち3社は非連結決算企業のため、個別財務データを用いて算出している。

しかしながら、新基準の適用によって IR での開示が後退する危険性がある。円谷[2009]が指摘するように、情報開示には不可逆性があると考えられる。つまり、一度開示が始まった情報項目はその後も継続して開示されるという特性である。それまで継続開示してきた情報をある期から非開示とすることは、市場に不安・不信をもたらすであろうから、企業は情報を非開示とすることをためらうと考えられる。ただし、会計基準の改訂にあわせた開示ポリシーの変更ということであれば非開示化が正当化できる。たとえば、景気低迷下で商品別の業績予想の公表を取りやめたい、または経営トップの交代とともに開示ポリシーを変更したい、といった企業もあるであろう。こうした企業のIR が新基準適用を機に後退するかもしれない。

米国の先行研究においても SFAS 第 131 号の適用によっ

て一部企業の IR が後退した事例が紹介されている。たとえば Street et al. [2000]では、SFAS で求められる開示項目以外の項目(セグメント別キャッシュ・フローなど)を自発的に開示した企業は、1997年(SFAS 第 14 号)ではサンプルの 24%であったが、1998年(SFAS 第 131 号)では22%に低下したと報告している。Herrmann & Thomas [2000]では、SFAS 第 14 号で複数事業セグメント開示をしていた70 社のうち、自発的にセグメント別 R&D 費を開示していた2 社のうち、自発的にセグメント別 R&D 費を開示していた企業が3 社あったが、SFAS 第 131 号の適用後は3 社ともに開示を取りやめたことが報告されている。わが国での新基準の適用においてIR の後退が生じないためにも、この分野での研究蓄積が必要であり、筆者の今後の課題とした。

なお、本稿の執筆に際しては科学研究費補助金(若手研究B: 20730293)からの助成を受けている。

引用文献

Berger, P. G. and R. Hann "The Impact of SFAS No. 131 on Information and Monitoring," *Journal of Accounting Research*, Vol. 41 No. 2, 2003.

Ettredge, M., S. Y. Kwon and D. Smith "The Effect of SFAS No.131 on Numbers of Reported Business Segments," Working Paper, April, 2000.

Financial Accounting Standards Board, Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise. Statement of Financial Accounting Standards No. 14. Norwalk, CT: FASB, 1976.

Financial Accounting Standards Board, *Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*. Statement of Financial Accounting Standards No. 131. Norwalk, CT: FASB, 1997.

Herrmann, D. and W. B. Thomas "An Analysis of Segment Disclosures under SFAS No. 131 and SFAS No. 14," Accounting Horizons, Vol. 14 No. 3, 2000.

International Accounting Standards Committee, Reporting Financial Information by Segment. International Accounting Standards No. 14. London: IASC, 1981.

International Accounting Standards Board, *Operating Segments*. International Financial Reporting Standards No. 8. London: IASB, 2006.

Street, D. L., N. B. Nichols and S. J. Gray "Segment Disclosures under SFAS No. 131: Has Business Segment Reporting Improved?," *Accounting Horizons*, Vol. 14 No. 3, 2000.

円谷昭一「会社業績予想における経営者バイアスの影響」『証券アナリストジャーナル』 $Vol.\,47~No.\,5,~2009$ 年 5月.

陶山博太「日本「連結セグメント情報」開示の先進性-アメリカの財務会計基準との比較における優位性」『JMA Management Review』2009年4月号.

永田 靖「セグメント別キャッシュ・フロー情報の意義-オリエンタルランドの事例からの考察-」『會計』第 174 巻第 2 号, 2008 年 8 月.

野村健太郎「セグメント別報告の経営分析」『大分大学経済論集』第 55 巻第 1 号, 2003 年 5 月.

森 實「セグメント情報新基準の二つの方向性」『會計』第155巻第1号,1999年1月.

円谷 昭一(つむらや しょういち)

埼玉大学経済学部 准教授。2001年一橋大学商学部卒業。 06年一橋大学大学院商学研究科博士課程終了、博士(商学) 取得。2009年10月より現職。

日本 IR 協議会客員研究員。

第1回プロネクサス懸賞論文 審査委員会委員長講評

「上場会社のディスクロージャー・IR をより効果的、 効率的なものにするための研究及び提案(但し、実証研究 分野を除く)」というテーマに対して、5件の論文の応募 があり、審査委員会は、厳正かつ多面的に検討を行い、優 秀賞1本、佳作1本の論文を選定した。残念ながら今回は、 最優秀賞に該当する論文はなかった。

優秀賞は、円谷昭一著「事業セグメント情報にみるディ スクロージャー制度の展望-IR を踏まえた基準作成の必 要性一」である。当論文は、①わが国において、2011 年 3月期から米国基準及び国際会計基準 (IFRS) と同様のマ ネジメント・アプローチによる事業セグメント決定方法を 導入するに際し、当該基準を見直す契機の一つとなった 「現行制度が十分に機能していないのではないか」という 疑問に対し、「わが国の上場会社のセグメント分類数の分 布が米国と遜色ないものとなっていることから、わが国の 現行実務が劣っているとは言えない」点を指摘したこと、 ②IR におけるセグメント情報開示の実態を分析すると、 強制ディスクロージャー情報よりもより詳細な開示例な どが多く見られ、広く IR 活動が浸透したことを考え合わ せると、IR を踏まえた会計基準作成という視点での検討 が世界統一会計基準設定活動に貢献するのではないかと 提案したことが、興味深い視点の提示として高く評価され たものである。

なお、日本と米国の比較において、より最新のデータでの検証が今後期待されると同時に、情報の質の尺度としてセグメント分類数のみをもって検証しているが、日米のビジネスモデル(多角化の程度等)の相違があるとすると、セグメント分類数に当然にそれが反映されることから、こ

れをコントロールして比較するようにすれば、より厳密な会計方法選択の質を判断できるのではないか。さらに、情報の有用性という点から、IR 情報と制度開示情報には信頼性の違いや情報作成者の姿勢の違いが見られるが、これらを同列に扱うことを是とする論理の提示がなされることが好ましいように思われた。

これらの指摘事項はあるが、当論文は、日本の実態調査に多大な労力を費やしており、提案事項は意外性があって 今後の更なる研究課題を提示した点で高く評価できるも のであり、懸賞論文募集のテーマに則した論文として、審 査委員会は全員一致で優秀賞に決定した。

佳作は、山崎麻美・郡司麻未共著「気候変動関連情報の投資家向け開示をめぐって一国際的な開示フレームワークとの関連を中心に一」である。当論文では、気候変動関連情報開示の現状が十分に紹介されており、事例の収集も多くなされ、その情報の持つ公共的な意味での重要性の指摘は説得的である。しかし、投資家は、気候変動関連情報に何を求め、どのようにそれらの情報を企業評価に用いて投資決定に活用するのかという点での考察が十分ではない。懸賞論文を募集する趣旨の一つに若い研究者や学生の研究の支援があり、著者には更なる研究の進展を期待するところであり佳作とすることに決定した。

今回は、「プロネクサス懸賞論文」募集第1回ということから、募集情報の伝達が不十分で周知されなかったのではないか。来年度も同じテーマで第2回の募集をすることになっているので、今回の優秀賞受賞論文等を参照していただき、多くの論文の投稿を期待するものである。

【第1回プロネクサス懸賞論文 審査委員会】

委員長 黒川 行治 (慶應義塾大学商学部 教授)

委 員 川村 義則(早稲田大学商学学術院 教授)

委員 小宮山 賢(あずさ監査法人 代表社員)

委 員 佐藤 明 (㈱バリュークリエイト パートナー)

委 員 多賀谷 充 (青山学院大学大学院 教授)

委 員 上野 守生 (㈱プロネクサス 代表取締役社長兼 CEO)

ディスクロージャー基本問題研究会 活動報告

ディスクロージャー基本問題研究会は、ディスクロージャーを巡る諸問題・論点を調査研究するための常設の研究会として、2007年3月に当研究所内に設置された。当研究会は、その都度の先端的テーマを中心に取り上げて外部講師なども招いた研究報告会を行い、知識の蓄積を図るとともに、その成果等を必要に応じて広報又は提言していくことを目的としている。なお、企業会計基準委員会(ASBJ)等の公開草案については、必要と思われるテーマに対し、意見表明も行うこととしている。2009年においては、連結財務諸表における特別目的会社の取り扱い、財務諸表の表示、引当金、収益認識、といった会計基準の国際的なコンバージェンスの観点から、基準の策定や検討の俎上に上がっている項目を中心に研究会を開催するとともに、うち3件について意見表明を行った。

研究会の委員は、複眼的な討議が行われるよう、研究者、公認会計士、事業会社というディスクロージャーに関わる様々な立場の方々に委嘱している。ご多忙の中、座長・委員をはじめ当研究所顧問の方々にも積極的にご参加いただいており、厚く御礼を申し上げる次第である。

第 16 回基本問題研究会

日 時 2009年4月6日(月)

議 題 ASBJ「連結財務諸表における特別目的会 社の取扱い等に関する論点の整理」のポ イントと背景、及び意見表明について

2009年2月6日に企業会計基準委員会(ASBJ)より公表された「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」に関して、上田委員よりポイントと背景の報告がされた後、討議を行い、意見書をとりまとめた。同意見書は2009年4月13日にASBJに提出した(18ページ参照)。

〈討議要旨〉

【論点1】支配の定義に関して、複数の委員から「『パワー』や『リターン』といったなじみのない語句が使われており、理解しにくい。便益とリターンのちがい、支

第17回基本問題研究会

日 時 2009年6月9日(火)

議 題 IASB/FASB「財務諸表の表示に関する予 備的見解」について

2008年10月16日に国際会計基準審議会(IASB)/米国財務会計基準審議会(FASB)より公表されたディスカッション・ペーパー(以下、DP)「財務諸表の表示に関する予備的見解」に関して、新日本有限責任監査法人の河野明史氏(IFRS デスク)と紙谷 孝雄氏(IFRS 推進本部 IFRS 戦略企画室長)が解説を行った。「財務諸表の表示」プロジェクトは、IASB と FASB が共同で進めており、日本公認

配とパワーのちがいを明確にしてほしい」との意見が出された。

【論点3】特別目的会社の取扱いを削除するかどうかに関して、「連結除外の取扱いは削除せずに、現行基準の設定趣旨どおりにルールを明確化・厳格化して運用すべきである」との意見が出された。

【論点5】支配が一時的な子会社に関して、「現行の日本基準を再検討することに賛成である。支配が一時的であるとの判断が難しく、支配が一時的だから連結に含めないとする理由が理解しがたい」との意見が出された。

上記の他に、複数の委員から、全体の議論の進め方に 関して、「連結財務諸表の情報が作成されることの目的や、 基準を変更することの目的を明確にしてから、論点を整 理するのが望ましい」との意見が出された。

会計士協会 (JICPA)、ASBJ、Ernst&Young などが DP についてコメントを提出している。

〈報告要旨〉

「財務諸表の表示」プロジェクトは、財務諸表体系の「一体性」を高めることを第1の目的としている。財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書を「営業」「投資」「財務」の主要3区分に基づいて表示することを求めている。

第2の目的は、財務情報が将来キャッシュ・フローを 予想する上で有用となるように、分類・分解することで ある。財務諸表を3区分に分類するにあたっては、より 多くの表示項目が必要とされ、マネジメント・アプロー チが採用される。

2008 年第4四半期には、フィールド・テスト (DP の基準に基づき財務諸表を再表示させ、現行のものと比較し、有用性を測る市場テスト)が、日本企業で5社、世界全体で30社で実施されている。JICPA、ASBJ、Ernst&Youngのコメントでは「フィールド・テストの結果を重視し、作成者側の負担に配慮すべき」と指摘している。

フィールド・テストを実施している日本企業を担当し

ている紙谷氏からは「IFRS に移行すれば、現行の財務諸 表規則などの実効性がなくなるので、混乱が生じる」と の懸念が示された。

また、財政状態計算書においては、現行の営業循環基準がなくなり、1年基準による長短分類になるため、売上債権や棚卸資産、退職給付金などの分類が難しくなる。加えて、持合株式や受取配当金、持分法損益などを「営業」「投資」のどちらの区分に分類するのか、といった論点もあり、今後の課題となると指摘した。

第 18 回基本問題研究会

日 時 2009年8月12日(水)

議 題 ASBJ「財務諸表の表示に関する論点の整

理」に対する意見表明について

2009年7月10日にASBJより公表された「財務諸表の表示に関する論点の整理」に関して討議し、意見書をとりまとめた。同意見書は2009年9月3日にASBJに提出した(19ページ参照)。

〈討議要旨〉

今回の論点整理への意見表明については、ASBJ から各 論点に対し個別に設問が設けられていたため、それに対 し各委員がそれぞれ意見を言う形式で討議が進められた。

まず、包括利益の財務諸表への表示に対しては、全体として異論はないが、ある委員より「①包括利益という概念と『資本』『純資産』『株主資本』といった概念との関係については、実務において理解の統一が図られるような明確な議論を求める旨、②『クリーン・サープラス関係』という用語は実務において周知されていないので、一般の利害関係者にも理解しやすいように具体的な財務諸表項目を例示したうえで、損益計算書と貸借対照表との間の連携という問題に置き換えて議論に取り上げることを求める旨、の2点を要望したい」との意見が述べられた。

また、キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

の是非については、「表示については直接法に賛成するが、 作成に関しては費用対効果の観点から直接法のみを強制 することには反対であり、間接法的直接法による作成も 認めるべきである」との意見があった。

その他、会計基準からの「離脱の定め」を置くことについては、ある委員から「IAS 第1号で定める会計基準からの離脱が必要となるケースは極めて稀と考えられ、特に会計基準が原則主義となる場合に、こうした定めを設けることにより、むしろ会計基準に従わない口実を与える危険性も考えられる」との意見があった。一方、別の委員より「『離脱の定め』を設定するにあたり、『極めて稀なケース』という定義が厳しすぎるため、会計基準の実務に対する拘束力が高まることが考えられる。このような厳格すぎる『離脱の定め』を設けることが、企業会計の発展的な改善の余地まで阻害してしまう危険性がある」との意見もあった。

最後に、全体として「IASBと FASBによる予備的見解で 提案された財務諸表の表示方法は極めて概念的なモデル であり、その有用性に対する実証的な根拠は明示されて いないので、公開草案とは別に、できる限り広範な利害 関係者から多くの意見を聴取し、今後の議論に反映させ るため、ASBJに意見の掘り起こしのためのアンケート調 査等を実施してもらうのはどうか」との意見があった。

第 19 回基本問題研究会

日 時 2009年9月15日(火)

議 題 ASBJ「引当金に関する論点の整理」

について

2009 年 9 月 8 日に ASBJ より公表された「引当金に関する論点の整理」に関して、ASBJ 引当金専門委員会専門委員である黒川座長が解説を行った。

〈報告要旨〉

2009 年 9 月現在、わが国の引当金の会計基準は「企業会計原則(注解 18)」のみである。当注解は「①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く(蓋然性要件)、④その金額を合理的に見積もることができること」という4要件を全て満たした場合、引当金として計上することを定めている。

一方、IASB は 2005 年に IAS 第 37 号改訂案 (公開草案) を公表し、「①負債の定義を満たしており、②信頼できる 見積りが可能であること」という 2 要件を満たした場合、引当金として計上することを規定している。わが国の企

業会計原則(注解 18)と大きく異なる点は、③の蓋然性要件がないことである。

IAS 第 37 号改訂案は公開草案であり、いまだ基準化されていない。しかし、基準化された場合は、わが国で規定されている修繕引当金及び特別修繕引当金が、負債に該当しないとして、計上できなくなる可能性がある。

また、蓋然性要件がなくなることで、わが国では計上 されていない訴訟損失引当金や環境修復引当金などの計 上も、求められる可能性がある。さらに、当論点整理で は、有給休暇引当金を計上するか否かや、株主優待にも 引当金を設けることが議論されている。

第20回基本問題研究会

日 時 2009年10月1日(木)

議 題 ASBJ「収益認識に関する論点の整理」 について

2009年9月8日にASBJより公表された「収益認識に関する論点の整理」に関して、大久保 孝一氏(有限責任監査法人トーマツパートナー、ASBJ収益認識専門委員会専門委員)が解説を行った。

〈報告要旨〉

ASBJ は、IASB と FASB が共同で進めている、現行の収益認識の会計基準の見直しの議論について検討している。

IASB/FASBの共同プロジェクトでは、資産・負債の変動に基づく収益認識のモデルが提案されており、(以下、提案モデル)、実現や稼得・所有に伴うリスクと経済価値の移転等に基づく現行のモデル(以下、現行モデル)とは異なっている。提案モデルでは、顧客との契約に着目し、各期末において、契約から生じる権利(対価を受け取る

権利)と義務(財やサービスといった資産を移転する義務)をそれぞれ測定して、その差額である正味のポジションを貸借対照表上に計上し、その増加により収益を認識する。

IASB/FASB の DP が求めている「顧客に支配が移転した時点で収益を認識する」という考え方が基準化された場合、日本企業の現行実務において、①工事契約、②複数要素契約、③通常の商品販売の収益認識などに大きな影響を与える可能性がある。

①では、わが国で今年度より原則適用された工事進行 基準が認められなくなる可能性が指摘された。

②では、一つの契約に複数の要素がある場合、現行よりも契約をより小さな単位に分解することが求められる。

③では、わが国の多くの企業で実務上採用されている 出荷基準による収益認識が認められなくなる可能性が指 摘された。

第21回基本問題研究会

日 時 2009年10月27日(火)

議 題 ASBJ「引当金に関する論点の整理」に対 する意見表明について

2009 年 9 月 8 日に ASBJ より公表された「引当金に関する論点の整理」に関して討議し、意見書をとりまとめた。 同意見書は 2009 年 11 月 6 日に ASBJ に提出した (24 ページ参照)。

〈討議要旨〉

2009 年 9 月 15 日に行った第 19 回基本問題研究会での 黒川座長による報告を踏まえて、当論点整理に関して討 議を行った。

【論点1】定義と範囲に関して、「IAS 第 37 号改訂案では、会計基準の対象を『非金融負債』としている。しかし、非金融負債は、費用収益対応の原則に基づいた従来からの引当金とは質的に異なっている。『金融負債』と『非

金融負債』の定義を明確にしてほしい」との意見が出された。

【論点2】認識要件に関して、「IAS 第 37 号改訂案では 蓋然性要件を削除することが提案されているが、蓋然性 要件が削除されると、現状の引当金と偶発債務が『非金 融負債』としてひとくくりにされてしまう。発生可能性 が高いものと低いものとは、勘定科目を分けて表示すべ きである」との意見が出された。 【論点4】開示に関して、「リストラクチャリングを実施するという経営者の決定は、現在の債務を生み出さないとなっているが、その重い意思決定の背後には各種の計画が立案されているはずである。情報利用者にとっては、そのような情報は速やかに報告されることが望ましいため、注記対象としてほしい」との意見が出された。

<ディスクロージャー基本問題研究会 メンバー>

座 長 黒川 行治 慶應義塾大学商学部 教授、当研究所顧問

委 員 上田 晋一 成城大学経済学部 准教授

委 員 大塚 成男 千葉大学法経学部 教授

委 員 金子 裕子 新日本有限責任監査法人、公認会計士

委 員 小林 伸行 常磐大学国際学部 非常勤講師、公認会計士

委 員 竹田 隆造 日本板硝子株式会社 経理部部長

委 員 中條 祐介 横浜市立大学国際総合科学部 教授

委 員 土方 紀夫 日本無線株式会社

委 員 山岡 信一郎 山岡信一郎公認会計士事務所所長、公認会計士

顧 問 川村 義則 早稲田大学商学学術院 教授

顧 問 小宮山 賢 あずさ監査法人、代表社員

顧 問 多賀谷 充 青山学院大学大学院 教授

研究所事務局

(2009年10月末現在)

(注)委員、顧問の氏名は50音順

株式会社 プロネクサス プロネクサス総合研究所

「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」に対する意見

平成 21 年 2 月 6 日に公表されました標記論点の整理について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお願い申し上げます。

なお、「本論点整理」では1から5までの個別の論点が掲げられておりますが、これらの議論を進めるには、連結財務諸表の情報が何を目的に作成されるのかを最初に示してから論点を整理するのが望ましいと考えます。

記

1. 【論点1】支配の定義と支配力基準の適用について

- ・支配の定義についての現行基準は何が問題であるのかを明らかにし、その上で定義の変更について議論すべきと考えます。
- ・支配の定義に「パワー」や「リターン」といったなじみのない語句が使われており、これらの言葉が意味 する内容を正確に理解できないおそれがあるため、現行の支配力基準を変更すべきか否かについての判断 が困難と思われます。そのため、日本語で言い換えて定義すること、及び具体例を用いて説明することが 必要と考えます。

2. 【論点3】特別目的会社の取扱いについて

・連結除外の取扱いは削除せずに、現行基準の設定趣旨どおりにルールを明確化・厳格化して運用していく べきと考えます。例えば、特別目的会社に資産を譲渡した会社が、当該特別目的会社が発行する証券の所 有者である場合には、当該特別目的会社を連結除外とはしないことを明確にするなど、特別目的会社から 生ずるリスクとリターンが資産の譲渡人に帰属しない場合にのみ、連結除外となる趣旨を徹底すべきと考 えます。

3. 【論点5】支配が一時的な子会社について

・支配が一時的な子会社を連結の範囲に含めず、持分法を適用する現行の日本基準の取扱いを再検討することに賛成します。支配が一時的という判断の難しさや、一時的だからとして連結に含めない理由が十分に 理解できないとともに、国際的な会計基準との差異については解消の方向で検討すべきと考えます。

以上

株式会社 プロネクサス プロネクサス総合研究所

「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見

平成21年7月10日に公表されました標記論点の整理について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお願い申し上げます。

なお、「本論点整理」の議論を進めるには、最初に現在の財務諸表が有している問題点をより明確に示してから、本論点を整理するのが望ましいと考えます。

記

第1部 現行の国際的な会計基準との差異に関する論点 【論点1】包括利益の表示

(1)包括利益を財務諸表に表示することに賛成ですか。

包括利益の表示が当期純利益の表示を維持することを前提として求められるのであれば、反対すべき理由はない。現実には日本においても「その他の包括利益」に相当する項目の認識・測定・表示がすでに行われており、国際会計基準及び米国会計基準に準拠した財務諸表との形式的な比較可能性を高めるうえでは、包括利益の表示が行われることに妥当性があると考えられる。

ただし、議論の進め方については2点ほど要望したい。

第一に包括利益の定義について、さらに検討することが必要である。「論点整理」では、国際会計基準及び米国会計基準における包括利益の定義を引用する中で(16・18 項)「資本」という語句を用いている。しかし、現在のわが国の貸借対照表では、表示にあたって、「株主資本」は示されているが、「資本」は示されていない。定義における「資本」は equity であって「株主資本」ではないはずであり、「資本」という語句が改めて持ち出されることによって議論が混乱する危険がある。それゆえ、包括利益という概念と、「資本」「純資産」「株主資本」といった概念との関係については実務において理解の統一が図られるような明確な議論が必要である。

第二には、包括利益という概念はそもそも損益計算書と貸借対照表との間の連携を検討する中で採用されるに至った概念と考えられる。それゆえ、その連携という問題も取り上げられる必要がある。本論点整理においてはクリーン・サープラス関係をキーワードとする議論は盛り込まれているが、「クリーン・サープラス関係」が実務において周知されている概念であるとは思われない。それゆえ、クリーン・サープラス関係をキーワードとして展開されている議論を具体的な財務諸表項目を例示したうえでの連携に関する議論に置き換えた方が、一般の利害関係者にとってわかりやすい内容になると思われる。

(2) 包括利益を表示するとした場合、どの計算書に表示することが適切と考えますか。

リサイクリングを行うことを前提にすると2計算書方式の方が明瞭と考えられるが、1計算書方式と2計算書方式の選択肢を認めたとしても、同様の情報が開示されることから支障はないと考えられるため、包括利益の表示を行う計算書について選択肢を認めることに賛成する。

なお、連結財務諸表における包括利益の表示については、連結財務諸表を作成するにあたって、親会社説 又は経済的単一体説のいずれの考え方を採用するかによって異なってくるが、本論点整理では両者が混同されているので、さらに検討を進めることが必要と考える。

【論点2】非継続事業に関連する損益の損益計算書における区分表示

(3) 損益計算書上で、非継続事業に関連する損益を区分表示することに賛成ですか。

わが国の損益計算書で非継続事業の区分表示を行うことは、損益計算書の国際的な比較可能性を高めるだけでなく、投資家の将来予測に資する情報の提供という理念的な側面からも必要であると考えられるため賛成である。

また、本論点整理の33項でも指摘されているように、わが国の実務では、非継続事業に関連する損益が、 廃止時点において他の項目と一括して巨額の特別損失として計上されるケースが散見される。財務諸表利用 者の観点からは、その金額の内訳が分かりづらいという指摘ができる。非継続事業に関する新たな区分の導 入は、このような状況を改善し、財務諸表の理解可能性の向上に資するものになると考えられる。

(4) 非継続事業をどのように定義することが適切と考えますか。

企業の事業活動における戦略転換の状態は、42項で概ねカバーされると考えられるので、IFRS 第5号改訂案のように同項で挙げられている2つの要件のいずれかを満たす場合に非継続事業に該当するという定義を設けることが適切であると考える。

(5) 当期に新たに非継続事業に該当することとなった事業について、過年度の損益計算書でも非継続事業として遡及再表示すべきですか。

現在提案されている遡及再表示が「会計処理を形式的に合致させることで比較可能性が高まる」という考え方に基づいている以上、前年度以前の財務諸表と非継続事業除外後の当年度の財務諸表との比較可能性を高めるうえで、比較情報としての前年度以前の財務情報に対しては遡及再表示する方が妥当ではないかと考える。ただし、修正の対象となるのは、セグメント情報等に関する遡及処理の取扱いと同様に、あくまで当年度の財務情報の有用性を高めるための比較情報であり、前年度以前の業績や財政状態を修正するわけではない点が明確にされる必要がある。

【論点3】売却目的保有の非流動資産及び処分グループの貸借対照表における区分表示

(6) 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループを貸借対照表上で区分表示することに賛成ですか。 近い将来売却することが予定されている非流動資産及び処分グループを、貸借対照表において区分して表 示することは、財務諸表利用者の将来キャッシュ・フローの予測に資する情報の改善に繋がると考えられる ことから賛成である。ただし、開示情報の有用性が高まる理由、売却目的に区分する要件、貸借対照表にお ける表示方法等については、国際的な会計基準の動向を参考に、慎重に検討することが必要と考える。

また、本論点整理 25 ページの図表 2 は、損益計算書において区分表示される「非継続事業に関連する損益」と貸借対照表において区分表示される「売却目的保有の非流動資産及び処分グループ」から生じる損益が必ずしも同じではないことを示していると考えられる。これは、非継続事業と売却目的保有の定義の違いから生じると考えられるが、いずれにせよ図表 2 の意味を明確にされたい。

【論点7】その他

(10) 【論点7】に記述されている項目の中で、短期的に見直しが必要な項目はありますか。

① 離脱の定め

離脱の定めについて、短期的な見直しをする必要はなく、また定めを置くべきかについては、慎重な検討を行う必要があると考える。

IAS 第1号で定める会計基準からの離脱が必要となるケースは極めて稀と考えられ、特に会計基準が原則主義となる場合に、こうした定めを設けることにより、むしろ会計基準に従わない口実を与える危険性も考えられる。

また、これとは逆に、「極めて稀なケース」という定義が厳しすぎるために「離脱の定め」を設けることによって会計基準の実務に対する拘束力が高まることが考えられ、このような厳格すぎる「離脱の定め」を設けることが、企業会計の発展的な改善の余地まで阻害してしまう危険性があるとの理由から反対する考えもある。

② 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に不確実性が存在する場合には、企業は当該事項を開示しなければならないことから、監査基準やレビュー基準ではなく、会計基準としての定めが必要と考える。

③ 表示方法

表示方法(総額・純額表示)については、短期的に見直しが必要と考える。

総額主義の原則をたてにとり、取引規模を大きく見せたり、総資産を大きく見せたりすることが実務上考えられる。また、現在の日本基準では、金融商品会計基準等に一部規定はあるが、財務諸表全体を通しての規定は存在しない。したがって、純額主義を要求する会計処理についての具体的な要件や指針が必要と考える。

第2部 IASBと FASB の予備的見解における主な論点(フェーズB関連)

【論点A】財務諸表の表示の目的(一体性の目的・分解の目的・流動性及び財務的弾力性の目的) DPに掲げられている財務諸表の表示の目的(一体性の目的等)により、企業の財務諸表で提供される情報の有用性が改善し、財務諸表利用者がより適切な投資意思決定を行うために役に立つことになりますか。

財務諸表全体にわたり項目間の関係が明確で、財務諸表が可能な限り補完的であることは財務諸表利用者にとって有用と考えられることから、一体性のある財務諸表とする方針に賛成である。ただし、行項目レベルで厳密に一体性を確保することは、実務上の困難をもたらす可能性があり、また各財務表の目的の違いから、有用性が高まるかについては疑問が残るため、十分な検討が必要と考える。

また、経常的活動から得られるキャッシュ・フローを提案様式のように「営業活動による正味キャッシュ・フロー」とした場合、現行の「営業活動によるキャッシュ・フロー」と混同しかねないため、名称を見直すことが好ましいと考える。

さらに、例えば研究開発や設備投資という項目が本論点整理 66 ページの提案様式でどのカテゴリーに含まれるのかといった例示をより具体的に示すことが適当と考える。

【論点B】事業セクションと財務セクションの区分

事業セクションと財務セクションに区分することで、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも投資 意思決定に有用となる情報が提供されることになりますか。

事業セクションと財務セクションに区分することは、現行の財務諸表の様式で提供される情報よりも基本的には投資意思決定に有用となる情報が提供されると考えられる。

しかし、例えば、持ち合い株式は事業セクションの投資カテゴリーに区分するのか、あるいは財務セクションに区分するのか等の、財務諸表作成者サイドにおいて、判断の難しい問題を内包していると考えられる。また、金融機関等においては、事業セクションと財務セクションは不可分の関係にある場合が多いと思われる。連結グループに金融子会社を保有する例が多いことを考えると、例えば自動車会社の金融子会社が持つローン債権は、財政状態計算書では、事業セクションの営業カテゴリーの売上債権であるという解釈で良いかといった点について、ガイドラインや説明の追加が望まれる。

【論点E】事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

事業セクション及び事業セクション内の営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されていますか。

財務諸表表示専門委員会のコメントにほぼ賛成である。特に「(2)案:投資カテゴリーを、「政策的投資」など限定的な形で定義し、事業セクションの中でそれ以外を営業カテゴリーと定義する」ことによって、事業セクションの営業カテゴリーと投資カテゴリーは適切に定義されることになると考えられる。

営業活動は、多岐にわたり、かつ有機的に相互関連していることが多い。新規の事業や研究活動の初期段階は、先行「投資」といえるような位置づけで始めることも多いが、経営は、現在安定して収益を産む事業から、将来の中核事業となることを期待して育てている事業等を組み合わせて行っているものであり、営業活動自体を網羅的に定義することは困難ではないかと思われる。

よって、範囲の広い営業カテゴリーより先に投資カテゴリーを定めている(2)案を評価する。

【論点H】キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

営業キャッシュ・フローの直接法による表示により、間接法よりも投資意思決定に有用な情報が提供されますか。あるいは、現行の間接法によっても十分に投資意思決定に有用な情報が提供されていますか。 営業キャッシュ・フローを表示するために直接法を用いることに関連して、どれだけの費用を考慮しなければならないですか。

表示については直接法に賛成するが、作成に関してはコスト・ベネフィットの観点から直接法のみを強制するには懸念が残る。そこで、キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、簡便的な方法(「間接法的直接法による作成」等)を認める必要があると考える。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書では、営業収入、材料購入支出、労務費支出等が表示されることから、財務諸表利用者にとって営業活動における現金の流れや、他の財務諸表との関係の理解が容易になると考えられる。しかし、直接法による作成は、作成者におけるコストの増加をもたらすと考えられる。したがって、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を義務付ける場合には、実務的に対応可能となるよう、現状の会計システムの中で把握している数字を基に、簡便的な方法により作成する方法(「間接法的直接法による作成」等)も認める必要があると考える。

こうした算出方法は正確な金額を算出できない又は詳細な情報を提供できないとの批判も考えられるが、 企業(又は企業集団)のキャッシュ・フローの状況を報告し、将来キャッシュ・フローの予測に当たっての 情報を提供する観点から有用性はあると考えられる。また、コストについてもフィールド・テスト等を踏ま え検討することが必要と考える。

最後に

IASB と FASB による予備的見解で提案された財務諸表の表示方法は極めて概念的なモデルであり、その有用性に対する実証的な根拠は明示されていない。もちろん、現実には実施されていない表示方法である以上、その有用性に関する実証的な根拠を得ることが困難であることは理解できるが、できる限り広範な利害関係者から多くの意見を聴取し、今後の議論に反映させるため、ASBJ は意見の掘り起こしのためのアンケート調査等を実施することも検討してはどうかと考える。

以上

株式会社 プロネクサス プロネクサス総合研究所

「引当金に関する論点の整理」に対する意見

平成 21 年 9 月 8 日に公表されました標記論点の整理について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお願い申し上げます。

記

【論点1】定義と範囲

IAS 第 37 号改訂案で会計基準が設けられようとしている「非金融負債」は、従来からの引当金とは質的に異なっている。期間損益計算とは切り離して議論される独立した負債であり、その金額も、将来時点ではなく、あくまで現時点(期末日時点)を基準とした測定が求められる。少なくとも、現在もわが国の会計学教育で用いられている多くのテキストで採用されている費用収益対応の原則に基づいた引当金計上の妥当性に関する説明を、非金融負債である引当金に対しては用いることができない。そのような質的な転換が求められる以上、それをあえて「引当金」として議論することの妥当性についての追加的な説明が必要であると考えられる。また、その際には「金融負債」と「非金融負債」の定義を明確にすることを検討していただきたい。

さらに、第13項では、負債性引当金のみを対象とすることが提案されているが、「引当金に関する論点の整理」であるにもかかわらず、評価性引当金をどのように扱うのかについてまったく言及していない。評価性引当金は資産の測定問題として整理される可能性があると考えるのであれば、第14項にあるとおり、会計基準の対象は引当金ではなく非金融負債になるべきであるように考えられる。

【論点2】認識要件

[論点2-1] 認識要件の見直し及び個別項目についての検討

債務保訂損失引当金

現在のわが国の会計基準では、単独の債務保証に関しては偶発債務であるとして注記の対象になる一方、金融資産の譲渡に関連して生じる二次的債務に関しては時価評価のうえ負債として認識されることとなっている。片や、実務上は債務保証損失引当金が計上されるなど、債務保証の取り扱いに首尾一貫性を欠く面がある。よって、この点について検討されることが望ましい。

有給休暇引当金

第 43 項の文言上にある「我が国における労務制度や慣行の実態を考慮しつつ」の意味合い、及び指し示している考慮の程度が不明である。今後公開草案が公表される場合には、この部分をもう少しわかりやすく説明していただきたい。

脚注 12 株主優待制度について

12ページの注12にある「株主優待制度に基づき株主に財貨又はサービスを提供する企業において、すでに権利を付与している場合」の処理について、第46項の「ポイント引当金」の記述の注という取扱いとなっている。

顧客に対する各種ポイント付与制度について、「引当金の計上処理」ではなく、ポイント付与の元となる 財貨又はサービスの提供に基づく収益を分割して、「ポイント利用による財貨又はサービス提供からの収益 を認識する処理」にした場合、株主優待制度に基づく権利付与を収益の繰延とは解釈できないので、ポイン ト付与制度とは独立した項目として別途検討するような記述の仕方が適切ではないか。

また、わが国の各種ポイント付与制度についても様々な形式のポイント付与制度が存在するので、「ポイント付与制度」とひとくくりにせず、様々な実態に応じた検討が望まれる。

脚注 14 企業結合時における負債の認識について

企業結合時において認識される被取得企業の識別可能負債の範囲は、引当金に関する会計基準で示される であろう認識要件に従って決定されることとなるのかどうかについて、今後方向性を示していただきたい。

「論点2-2] 蓋然性要件

蓋然性要件の削除をおこなうにしても、仮に非金融負債としてひとくくりとするならば発生可能性が高いものと低いものとは、勘定科目を分けて表示すべきと考える。債務の発生の高いものと低いものとがともに非金融負債として開示されていることについては、注記で対応するのみならず、勘定科目自体を分けておく方が、経営者や投資者の感覚に合致するのではないか。

【論点3】測定

- ・ 第80項では、貨幣の時間的価値が重要である場合に割引を求める方向が検討されているが、「重要である」状況には、決済時までの期間が長期にわたる場合と、割引率が大きい場合が想定でき、さらに後者は一般的な利子率が高い場合とリスクが高い場合に分けられると考えられる。この場合、「重要である」とは、すべての場合に負債の額を小さくする処理を要求する内容と解釈してよいか。
- ・ 測定に関しては究極決済概念から現時点決済概念への転換が議論の中心になっているが、この点についても認識の問題と同様に、理念的な問題としてだけでなく、現実の会計処理の問題としても具体的に検討する必要があると考えられる。

特に、期待値方式が重要性の原則と組み合わされた場合、「蓋然性要件」に代替し得る会計処理が認められることになるのかについての追加的な説明・議論を求めたい。

「蓋然性要件」が削除されることによって、「発生の可能性が小さい」ということだけでは引当金(ないし非金融負債)を認識の対象から除外することは認められなくなる。しかし期待値方式であれば、発生の可能性が極めて小さい負債の測定値は極めて小さい値となる可能性が大きい。したがって、財務報告における重要性の原則が今後も有効であるならば、結果として発生の可能性の小さい非金融負債を認識の対象から除外することができるとも考えられる。この考え方は妥当であるのか否か。

また、もし発生の可能性が極めて小さい非金融負債は実質的に認識の対象外となるのであれば、その会計処理と従来からの「蓋然性要件」に基づく会計処理との異同についての説明・議論も求めたい。

【論点4】開示

リストラクチャリングを実施するという重い意思決定の背後には各種の計画が立案されているはずであり、その段階で関連するコストについては把握できていると考えられる。そのような情報は、できるだけ速やかに報告することが情報利用者にとって望ましいと考えられる。そのため第 111 項・第 112 項・第 113 項に掲げられている暫定合意に基づき注記をすることに賛成する。

その際、リストラクチャリングの実施に着手することの決定や実施案の作成の指示でも注記対象とすることが望ましい。

【その他】収益認識プロセスで発生する非金融負債(繰延収益)の測定との整合性について

収益認識プロジェクトで発生する非金融負債(繰延収益)については、「当初取引アプローチ」により、「履行義務が不利とみなされない限り、履行義務の再測定は行わない」(「収益認識に関する論点整理」第37項)ことが提案されている。

そのため、引当金としての非金融負債の測定については、「現時点決済概念」が採用され、毎期末日の公 正価値で計上されることになると、収益認識プロセスで発生する非金融負債と引当金としての非金融負債と の間で測定基準の整合性が確保できるのか否かについても検討していただきたい。

以上

トピックス

銀行・保険会社ディスクロージャー誌の調査・分析を実施

わが国では、銀行・保険会社はそれぞれ銀行法・保険業法に基づき「事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度に係る説明書類(以下、ディスクロージャー誌)」を作成することが義務付けられている。

そこでプロネクサス総合研究所では、2008 年度より銀行業・保険業のディスクロージャー誌の収集を開始し、その内容と実態の調査を行っており、本年度が収集・調査の2年目となる。2008 年度収集・調査の対象とした企業数は銀行業75社・保険業36社の合計111社、2009年度対象とした企業数は銀行業71社・保険業34社の合計105

社であった。

本調査の目的は、当研究所設立の趣旨でもある「企業ディスクロージャーの実態を、内容・データの両面から最近の法制度・基準に照らして分析するとともに、適正な開示のあり方を追求して提言することをもって社会に貢献する」という理念とも合致しており、調査・分析の意義があるものと考えている。

来年度の調査で3年目を迎えることとなり、データも蓄積されてきていることから、その結果をご期待に沿える形で公表し、少しでも皆様のお役に立てればと考えている。

内部統制報告制度の実態調査を実施中

内部統制報告制度とは、2008 年4月1日以降に開始する事業年度から、企業自身が自社の内部統制の整備・運用状況を評価した内部統制報告書、並びに監査人が当該内部統制報告書に関する監査意見を述べている内部統制監査報告書について、情報開示を求める制度をいう。今回、当制度適用初年度の対象は主に2009年6月~2010年5月末日までに開示される内部統制報告書である。そのため、ディスクロージャー制度をひとつの研究テーマとしている当研究所では、2009年6月より青山学院大学大学院・町田祥弘教授とともにその開示実態を約1年間追ってきた。

まず 2009 年 7 月 1 日にはどこよりも早く 3 月決算会社 の 2,670 社 (任意提出会社含む・提出遅延会社 3 社除く) についての内部統制報告書の評価結果等の速報を東証・兜 クラブにて公表した。

次いで同年7月28日には当研究所が協賛した第34回ディスクロージャー研究会議において、共同研究者である町田祥弘教授を講師としてお招きし、主に3月決算会社に係る内部統制報告制度の適用初年度の動向と今後の課題について講演していただいた(28ページ参照)。

また、当研究所サイトでは内部統制報告書等の調査結果 を毎月更新している。なお、以下の集計データは2010年 1月4日18時現在のものである。

今後、適用初年度の内部統制報告書が全企業出揃った時 点で、1年間の研究成果としてデータ集計結果や最終報告 を掲載した冊子を発行する予定である。

【2010年1月4日18時現在においての主要項目概要数値】

	内部統制報告	内部	内部統制の「評価結果」			内部統制監査	報告書(社)	
	書提出会社数	有効	重要な欠陥	不表明	適正	不適正	不表明	不提出
3月決算会社	2, 673	2,606	58	9	2, 661	0	10	2
4月決算会社	33	32	1	0	33	0	0	0
5月決算会社	84	82	2	0	84	0	0	0
6月決算会社	97	92	5	0	97	0	0	0
7月決算会社	30	26	4	0	30	0	0	0
8月決算会社	60	58	2	0	60	0	0	0
9月決算会社	130	123	6	1	129	0	1	0

[※] 上記図表には、2009 年 5 月末以前に内部統制報告書を提出した 2 社は含まれていません。また、訂正内部統制報告書及び遅延 提出された内部統制報告書の内容に関しては、上記の図表にその結果を反映させています。内部統制監査報告書については、 内部統制監査報告書を提出していない会社が 2 社ありますが、いずれも内部統制報告書任意提出会社です。

内部統制報告制度の適用初年度の実態をテーマに、第34回ディスクロージャー研究会議を開催

2009年7月28日(火)、砂防会館別館1階「利根」に おいて、日本経営分析学会ディスクロージャー研究会議 が主催し、プロネクサス総合研究所が事務局を務める、 第34回ディスクロージャー研究会議が開催された。

青山学院大学大学院教授の町田祥弘氏を講師にお招き し、「内部統制報告制度の適用初年度の実態について」を テーマに、講演していただいた。(司会は同研究会議代表 幹事の慶應義塾大学・黒川行治教授)

内部統制報告制度は2008年4月1日以降に開始する事業年度から順次適用されており、2009年6月末までに3月期決算である2,670社と決算期変更の2社が内部統制報告書を提出した。その開示された内部統制報告書及び内部統制監査報告書について、町田氏と当研究所が共同で分析を行った。講演では、共同でまとめた調査結果を用いながら報告が行われた。

今回の研究会議は、3月期決算企業の内部統制報告書提出期限から約1ヵ月しか経っておらず、タイムリーなテーマであったこともあり、多数の申込があった。当日は、学会関係者、企業実務担当者など395名が来場した。終了後のアンケートには「タイムリーな話題で参考になった」「初年度の反省、今後の内部統制の構築に役立つ」等の声が多く寄せられた。

講演要旨

はじめに町田氏は、「日本の上場企業は約4,000社あり、3月期決算の企業が約7割を占めている。したがって、3月期決算企業の動向を調査することで大方の状況を把握できる」と述べた。また、重要な欠陥を報告した企業が56社(2009年7月28日現在、以下同じ)であった結果を受けて、かなり少ないという感想を述べ、その内容や少なかった背景についても分析することが、当研究の目的であると述べた。

本論は、提出状況、評価結果の記載状況、アメリカとの比較、重要な欠陥を報告した企業が少なかった背景、 重要な欠陥を報告した企業の分析、次年度以降の課題という流れで進んだ。

内部統制報告書の提出状況では、提出遅延が3社と予想より少なかった点、任意提出も16社と少なかった点が 指摘された。 評価結果の記載状況では、2,605 社が「内部統制が有効である」と報告し、56 社が「重要な欠陥があり内部統制は有効でない」とし、9 社が「評価結果を表明できない」と記載したことを説明した。

米国との比較では、町田氏が2004年度から調査・分析 したデータをもとにして、米国における重要な欠陥を報 告した会社数の変遷や、初年度の重要な欠陥の内容分類 の日米比較について述べた。

重要な欠陥を報告した企業が少なかった背景に関して、次の3つの点を指摘した。①制度の実施までに十分な準備期間があったこと。②評価範囲が売上・売掛金・棚卸資産の勘定科目に限られていたこと。③金融庁から公表された追加Q&Aで「適切に決定された評価範囲の外から、後日、重要な欠陥に相当する事実が発見されたとしても、それをもって内部統制報告書を訂正する必要はない」と明記されたこと。以上の3点が、重要な欠陥を報告した企業の少なさに影響を与えたのではないかと考えられる。

重要な欠陥を報告した企業の分析では、重要な欠陥を報告した企業を資本市場別、業種別、担当監査法人別に分析を行ったが、まだサンプル数が少ないためもあり、目立った傾向はなかった。

次年度以降の課題では、①評価体制の見直し、②文書 化から文書の内容の評価へ、③評価範囲/対象の適切な 選定、④コスト対応、⑤リスク評価の展開について報告 が行われ、次年度の内部統制を進めていくにあたっての 方向性や留意すべき点などが示された。

町田氏は、まとめとして「内部統制報告制度は、内部 統制の構築、運用・整備状況の評価、問題点の修正、再 評価といったPDCAサイクルが企業の中で定着することが、 重要な目的である」と強調し、講演を締めくくった。

なお、詳しい講演内容につきましては『ディスクロー ジャー研究 第33号』をご参照ください。







「第1回プロネクサス懸賞論文」授賞式を弊社にて開催

2009年12月2日、弊社において授賞式を開催した。授 賞式には、優秀賞、佳作に入賞された方々をお招きし、 表彰状の授与などを行った。

はじめに、弊社代表取締役社長・上野守生より挨拶が あり、次いで、黒川行治審査委員長(慶應義塾大学商学 部 教授)から、受賞作品に関する講評についてお話があった。

その後、表彰状の授与へと移り、優秀賞を受賞された 円谷昭一氏に弊社社長の上野より表彰状と懸賞金(30万円)の目録が贈呈された。佳作を受賞された山﨑麻美・郡司麻未、両氏には、表彰状と懸賞金(10万円)の目録が贈呈された。

受賞された方々からは、「名誉ある賞の第1回に選ばれて、誠に光栄です。上場会社のディスクロージャー・IR

をより効果的、効率的にするために、少しでも貢献できたならば大変うれしい。ぜひ、来年度も機会があれば応募したい」「論文執筆にあたっては、多大な労力がかかったが、非常に勉強になった。これからも勉学に励みたい」等の感想をいただいた。



第2回 プロネクサス懸賞論文募集のお知らせ 応募締切予定 2010年9月12日(日)[当日消印有効]

弊社では、来年も引き続き「プロネクサス懸賞論文」を 募集いたします。

日本の企業ディスクロージャー・IR をより効果的で効率的なものにする研究活動支援を目的に、学生、若手研究

者、社会人等の方々から、研究レポートやご提案をいただき、資本市場の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

≪募集要項(概要)≫

・テーマ

上場会社のディスクロージャー・IR をより効果的・効率的なものにするための研究及び提案。

(但し、実証研究分野を除く)

• 応募資格

40 歳以下 (応募締切日現在) の日本在住の方。大学生・大学院生・研究者・一般社会人等。個人または共同執筆(2名まで)。

・懸賞金額

最優秀賞 50 万円 (1名)、優秀賞 30 万円 (1名)、 佳作 10 万円 (若干名) ◎詳細は、弊社プロネクサス総合研究所サイトに 掲載予定です。

http://www.pronexus.co.jp/home/souken/index.html

問合せ先:

(㈱プロネクサス プロネクサス総合研究所 懸賞論文係 佐瀬 (させ)・緒方 (おがた) TEL: 03-5777-3032 (平日9:00~17:30)

E-mail: souken@pronexus.co.jp

研究所の活動記録

年 月	活動内容
2006年10月1日	プロネクサス総合研究所開設
11月28日	プロネクサス総合研究所開設記念フォーラム開催 総合司会:青山学院大学大学院教授(プロネクサス総合研究所顧問)多賀谷 充氏 接 拶: ①株式会社プロネクサス代表取締役社長 上野 守生 ②日本公認会計士協会会長 藤沼 亜起氏 ③慶應義塾大学教授(プロネクサス総合研究所顧問)黒川 行治氏 基調講演:テーマ「会社法と内部統制」 弁護士 中村 直人氏 パネルディスカッション: テーマ「我が国企業の内部統制制度導入の現状と課題-2008 年度の強制適用を踏まえてー」 コーディネーター 青山学院大学大学院教授 八田 進二氏 パネラー ・キッコーマン株式会社常務執行役員、経営企画室長 堀切 功章氏 ・株式会社東京証券取引所常務取締役、最高自主規制責任者 長友 英資氏 ・大和証券 SMBC 株式会社事業調査部長、シニアコーポレートアナリスト 引頭 麻実氏 ・太陽 ASG 監査法人代表社員 梶川 融氏
2007年1月22日	場所・時間: 東京国院フォーラム ホールB 7 13:30~16:30 < 参加者数 1,003 名 > プロネクサス総合研究所開設記念セミナー テーマ: 新会社法における内部統制の実務 講 師: 弁護士 家近 正直氏 場所・時間: 大阪銀行協会本館 大ホール 14:00~16:00 < 参加者数 389 名 >
2月15日	財務報告に係る内部統制の解説セミナー開催(当社ディスクロージャー実務研究会と共催) テーマ:「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に係る実施基準」の解説 講 師:新日本監査法人・公認会計士、早稲田大学商学学術院教授 企業会計審議会 内部統制部会専門委員 持永 勇一氏 場所・時間:日本教育会館 一ツ橋ホール 13:30~15:30 <参加者数 516 名>
3月1日	第 29 回ディスクロージャー研究会議開催 第一部 テーマ: 四半期財務諸表に関する会計基準の検討状況について 講 師:株式会社東京証券取引所証券広報部長、公認会計士 企業会計基準委員会 四半期会計基準専門委員会専門委員 新井 武広氏 第二部 テーマ:四半期レビュー基準の検討状況について一監査との違い及び国際基準との比較を中心に 講 師:新日本監査法人・公認会計士、前金融庁企業開示課企業会計専門官 金子 裕子氏 場所・時間:マツダ八重洲通りビル「マツダホール」 <参加者数 225 名>
3月29日	第1回ディスクロージャー基本問題研究会開催 議 題:研究会設置にあたって 場所・時間: 当社会議室 18:30~20:30

年 月	活動内容
4月2日	プロネクサス総合研究所サイト リニューアルオープン
4月23日	「会社法施行後 事業報告書データ集」(2006年5月~10月決算・中間決算分)発行
	※ 5 月 14 日 税務研究会「経営財務」No. 2819 に寄稿
6月7日	第2回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:四半期報告制度等に係る内閣府令(公開草案)について
	場所・時間:当社会議室 18:30~21:00
6月13日	第3回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:I.四半期報告制度等に係る内閣府令(公開草案)に対する意見表明について
	Ⅱ. 研究報告「開示制度に関する国際比較」
	Ⅲ. 研究報告「リスク情報の開示制度と開示実態」
	場所・時間: 当社会議室 18:30~21:00
6月14日	「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案」(四半期報告制度等に係る
	公開草案)に対する意見書を、金融庁に提出
8月2日	第4回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「過年度遡及修正に関する論点の整理」について
	場所・時間: 当社会議室 18:30~20:45
8月9日	大阪証券取引所主催「ヘラクレス・クラブ勉強会(8月)」兼「OSE セミナー」に講師派遣
	テーマ:IR をめぐる最近の動向-IR ツールへの展開事例を中心に-
	講 師:プロネクサス総合研究所 主任研究員 佐瀬 あかね
	場所・時間:大阪証券取引所ビル 北浜フォーラム 15:00~16:30
8月22日	大阪証券取引所主催 第 28 回「株式公開道場」に講師派遣
	テーマ・講師:同上
	場所・時間:大阪証券取引所 東京支社 会議室 15:00~16:30
8月24日	第 30 回ディスクロージャー研究会議開催
	テーマ:金融商品取引法における四半期報告への対応
	講 師:新日本監査法人・公認会計士、前金融庁企業開示課企業会計専門官 金子 裕子氏
	場所・時間:虎ノ門パストラル新館「鳳凰の間」 13:30~16:00 <参加者数 426 名>
9月21日	第5回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対する意見表明について
	場所・時間: 当社セミナーコーナー 18:30~20:30
9月26日	「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対する意見書を、ASBJに提出
10月25日	「年次報告書等データ集」(2006 年 11 月~2007 年 3 月決算・中間決算分)発行
	※11月29日 BUSINESS WIRE 社経由でリリース配信
11月29日	第6回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:I.ASBJ「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理」の解説
	Ⅱ.「有価証券報告書における MD&A の開示事例分析」(中間報告)
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
12月17日	第7回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:情報開示の現状と方向性—IRの視点から
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30

年 月	活動内容
2008年1月25日	第8回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「資産除去債務に関する会計基準(案)」等に対する意見表明について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
2月4日	「資産除去債務に関する会計基準(案)」等に対する意見書を、ASBJに提出
2月15日	第 31 回ディスクロージャー研究会議開催
	テーマ:セグメント情報等の開示に関する会計基準及び適用指針の検討状況について
	講 師:中條 祐介氏
	(企業会計基準委員会セグメント情報開示専門委員会専門委員・横浜市立大学教授)
	場所・時間:マツダ八重洲通りビル9階「マツダホール」 13:30~15:30 <参加者数 175 名>
2月26日	プロネクサス総合研究所主催 IR セミナー
	テーマ:個人株主向け IR 活動における最近の傾向―IR ツールへの展開事例を中心に―
	講 師:プロネクサス総合研究所 主任研究員 佐瀬 あかね
	時間・場所:マツダ八重洲通りビル9階「マツダホール」 13:30~15:30 <参加者数 225 名>
2月28日	第9回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:排出量取引の現状と背景及び今後の諸問題について(前半)
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
4月1日	第 10 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:排出量取引の現状と背景及び今後の諸問題について (後半)
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
5月7日	「年次報告書等データ集 Vol. 3」(2007年4月~2007年9月決算・中間決算分)発行
5月19日	プロネクサス総合研究所主催 「会社経営とリスク管理」セミナー
	第一部
	テーマ:リスク・マネジメントと内部統制システム
	講 師:長友 英資氏 (当社顧問、㈱EN アソシエイツ代表取締役、早稲田大学大学院客員教授) 第一切
	第二部 テーマ:内部統制対応の実務上の留意点―法的責任の観点から
	講師:武井 一浩氏(西村あさひ法律事務所パートナー)
	場所・時間: 社団法人全国治水砂防協会「砂防会館別館」 13:30~16:00 <参加者数 439 名 >
5月26日	第1回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議 題:CSR に関する理論と実践の変遷
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
7月1日	第 32 回ディスクロージャー研究会議
	テーマ:最近の国際会計基準審議会 (IASB) を巡る動向
	講 師:山田 辰己氏(国際会計基準審議会 理事)
	場所・時間:社団法人全国治水砂防協会「砂防会館別館」 13:30~15:30 <参加者数 231 名>
7月3日	第 11 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:EDINET の XBRL 化と今後の課題―概要・問題点・海外の取組み等
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
7月14日	第2回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議 題:企業不祥事と CSR
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30

年月	活動内容
8月25日	第 12 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	 議 題:ASBJ「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」(公開草案)に対する意見
	表明について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
9月19日	「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」に対する意見書を、ASBJに提出
9月25日	第 13 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:地方公共団体による財務報告の現状と課題
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
9月29日	第3回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議 題:企業の社会的責任と社会的に責任ある経営―経営学とステークホルダー・アプローチ―
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
10月20日	第4回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議 題:保証業務(Assurance Engagements)の進展
	一新たな非財務情報の開示とその信頼性向上に向けて一
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
10月27日	「年次報告書等データ集 Vol. 4」(2007年4月~2008年3月決算・中間決算分)発行
11月10日	第5回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議 題:SRI の現状と展望―国連責任投資原則とその影響―
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
11月25日	第 14 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:国際会計基準の受入れに関するわが国の検討状況(前編)
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
12月15日	第6回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議 題:「見えない資産と企業価値について―アナリストの視点から―」
	場所・時間:当社セミナールーム 18:30~20:30
2009年1月22日	第 15 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議題:国際会計基準の受入れに関するわが国の検討状況(後編)
	及びロードマップ案公表時の対応について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
2月14日	名古屋証券取引所主催「名証 IR 懇談会 第 6 回定時会員総会」に講師派遣
	テーマ:個人株主向け IR 活動における最近の傾向—IR ツールへの展開事例を中心に—
	講師:プロネクサス総合研究所 主任研究員 佐瀬 あかね
	場所・時間:銀波荘 15:30~16:30
3月2日	第7回責任ある経営と開示に関する研究委員会開催
	議題:当研究委員会報告書の編集について
0 0 4 0	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~19:30
3月4日	第33回ディスクロージャー研究会議
	テーマ: IFRS と日本基準との主要な相違点 講 師: 古内 和明氏(監査法人トーマツ パートナー・公認会計士)
	講 助:古内 和明氏(監査法人トーマツ パートナー・公認会計士) 場所・時間:社団法人全国治水砂防協会「砂防会館別館」 13:30~15:30 <参加者数 293 名>
<i>A</i> H 1 D	
4月1日	『「責任ある経営と開示に関する研究委員会」報告書』発行

年 月	活動内容
4月6日	第 16 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」のポイント
	と背景、及び意見表明について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
4月13日	「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」に対する意見書を、ASBJ
	に提出
5月14日	「年次報告書等データ集 Vol. 5」(2008年4月~2008年9月決算・中間決算分)発行
5月15日	「第1回プロネクサス懸賞論文」を募集開始
6月9日	第 17 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:IASB/FASB「財務諸表の表示に関する予備的見解」について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
7月1日	内部統制報告書調査結果(速報)を公表、兜倶楽部にて記者会見
7月28日	第 34 回ディスクロージャー研究会議
	テーマ:内部統制報告制度の適用初年度の実態について
	講師:町田 祥弘氏(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)
	場所・時間:社団法人全国治水砂防協会「砂防会館別館」 13:30~15:30 <参加者数 395 名>
8月12日	第 18 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見表明について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
9月3日	「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見書を、ASBJに提出
9月15日	第 19 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「引当金に関する論点の整理」について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
10月1日	第 20 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「収益認識に関する論点の整理」について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
10月27日	第 21 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「引当金に関する論点の整理」に対する意見表明について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30
10月30日	「年次報告書等データ集 Vol. 6」(2008年4月~2009年3月決算・中間決算分)発行
11月6日	「引当金に関する論点の整理」に対する意見書を、ASBJに提出
12月4日	「第1回プロネクサス懸賞論文」受賞者発表
12月18日	「第1回プロネクサス懸賞論文」優秀賞受賞作品を当研究所サイトに掲載
2010年1月21日	第 22 回ディスクロージャー基本問題研究会開催
	議 題:ASBJ「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」について
	場所・時間: 当社セミナールーム 18:30~20:30

【編集後記】

早いもので、当研究所は発足して今年で4年目を迎える。4号では主に2009年度の活動を報告しているが、今回は当社として初の試みである「プロネクサス懸賞論文」をはじめ、企業会計基準委員会への意見表明、あらたに適用開始された内部統制報告制度の開示実態調査やセミナー紹介など、以前よりもバラエティーに富んだ内容になったのではないかと思う。

徐々に実績を積み上げている当研究所であるが、今後もディスクロージャー制度の実態調査や意見表明、CSR活動の一環としての懸賞論文などに引き続き注力し、積極的な情報発信を目指していきたい。

研究所レポート 2010 第4号

2010年1月発行

② 編集・発行 プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング5階

代表メールアドレス: souken@pronexus.co.jp

電話:03-5777-3032



プロネクサス総合研究所

株式会社プロネクサス

(旧社名 亜細亜証券印刷株式会社)

